

国住参第 2199-8 号  
令和 6 年 9 月 9 日

各関係団体の長 殿

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）

「「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」の策定について」の一部改正について

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき、所有者等が、昇降機を常時適法な状態に維持するための参考にするとともに、同条第 3 項の規定に基づいて国土交通大臣が定めた指針(昭和 60 年建設省告示第 606 号)に掲げる事項の具体的な方策を示すものとして、「「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」の策定について」(平成 28 年 2 月 19 日付け国住指第 3984 号)により、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」(以下「指針」という。)及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」(以下「標準契約書」という。)を定めているところです。

この度、指針の一部を別紙のとおり改正することとしましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、指針及び標準契約書を積極的に活用いただくとともに、貴団体会員にも周知し、積極的な活用を働きかけていただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県、一般財団法人日本建築設備・昇降機センター、一般社団法人日本エレベーター協会その他関係団体に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

## ○ 昇降機の適切な維持管理に関する指針 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第一章 (略)</p> <p>第二章 昇降機の適切な維持管理のために所有者がなすべき事項</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 事故・災害の発生時の対応</p> <p>1 所有者は、人身事故が発生した場合は、<u>救助活動（エスカレーターについては事前の非常停止の実施を含む）</u>、応急手当その他必要な措置を速やかに講じるとともに、消防及び警察に連絡するものとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第4 昇降機の安全な利用を促すための措置</p> <p>1 所有者は、<u>昇降機の利用者</u>に対する標識の掲示、アナウンス等、<u>その安全な利用及び非常時におけるエスカレーター停止の実施を促すための措置</u>を講じるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5～第6 (略)</p> <p>第三章～第四章 (略)</p>	<p>第一章 (略)</p> <p>第二章 昇降機の適切な維持管理のために所有者がなすべき事項</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 事故・災害時の対応</p> <p>1 所有者は、人身事故が発生した場合は、<u>応急手当その他必要な措置を速やかに講じるとともに、消防及び警察に連絡するものとする。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>第4 昇降機の安全な利用を促すための措置</p> <p>1 所有者は、<u>標識の掲示、アナウンス等によって昇降機の利用者</u>に対してその安全な利用を促す措置を講じるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5～第6 (略)</p> <p>第三章～第四章 (略)</p>